

No	ご意見の内容	本町の考え方
1	<p>「第4次藍住町男女共同参画プラン(素案)」の1ページ目に記されている「策定の趣旨」に次の記述が確認されます。</p> <p>「急速な人口減少は、過疎やコミュニティ機能の低下をもたらして地域社会の運営を困難にするおそれがあるため、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重して責任を分かち合いつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して社会の担い手となる「男女共同参画社会」の実現は、我が国の持続的発展のために社会全体で取り組むべき重要課題となっています。」</p> <p>つまり、「急速な人口減少」によって社会(もちろん、男性中心の)の維持が危ぶまれているため、「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重して責任を分かち合いつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して社会の担い手となる「男女共同参画社会」の実現」が「重要課題となってい」ということです。</p> <p>裏を返せば、日本社会全体として人口が維持または増加の局面にあるとすれば、「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重して責任を分かち合いつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して社会の担い手となる「男女共同参画社会」の実現」など課題にすらならないという見解が提出されているのです(一般的に「男女」という言い方がなされますが、あえて「女性も男性も全ての個人が」と「女性」の側が先に配置されたのは、「女性」に対して気配りをするフリがされたということでしょう。また、仮に文章の「雛形」が存在したとしても、それを無批判に受け入れたことは、罪です)。</p> <p>「第4次藍住町男女共同参画プラン(素案)」の「趣旨」が以上のようなものですから、プラン全体がこの性差別的指針に基づいて解釈されることが自然であると帰結されます。</p> <p>このような事情により、「第4次藍住町男女共同参画プラン(素案)」は、藍住町による官製差別のプロジェクトであると理解せざるをえませんが、どうか「性別」に関わらず一人でも多くの人が自分の人生を生きることが可能な社会を実現するためにも、早急に「第4次藍住町男女共同参画プラン(素案)」へのご対応をお願い致します。</p>	<p>ご意見にありますとおり、「性別」に関わらず一人でも多くの人が自分の人生を生きることが可能な社会を実現するため、各種施策に取り組んでまいります。</p>
2	<p>① 素案10ページ 第3章-1基本理念について</p> <p>「性別に関わりなくみんなが支え合い 自分の個性と色合いが生きるまち あいずみ」のスローガンが掲げられていますが、現在「性別」という表現は古いと感じます。第3次の計画策定以降、ジェンダーに関する話題や多様性への理解啓発によって「性別」の概念が変化しています。有識者会議などでも、男女共同参画について扱う際は「ここで表現する男女、性別という言葉は生物学上の男女という限定的な意味で使用する」など、必ず前置きや注釈が入ります。そのため、スローガンの「性別に関わりなく」という表現は削除、もしくは別の表現に変更した方がよいのではと考えます。またスローガンの前文の中の最後の段に「男女がともに」という表現も含まれており、これも「誰もが」など性別が限定されない表現に変更するのが適当と思われる。</p>	
3	<p>② 素案10ページ 第3章-2基本方針について</p> <p>基本方針Ⅱ、Ⅲの中にも「男女がともに」の表現があります。上記①でも意見を述べた通り、こちらも「誰もが」など性別が限定されない表現に変更した方が良いと考えます。「男女がともに」の根拠は、素案6ページの【第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】で引用された1～4の項目に「男女」、「女性活躍」の言葉が入っていることから推察しますが、今後これらの言葉は「個人」や「一人一人」、女性活躍は「ジェンダー主流化」という言葉に置き換わっていきと思われます。内閣府男女共同参画局の策定した文言を変更することはできませんが、これから策定される藍住町の第4次プランの策定では現在の状況や時代の潮流の先取りしておく必要があるのではと考えます。</p>	<p>その他のご意見でご指摘いただいておりますとおり、アンケートにおきまして「男性」と「女性」で意識に差がみられ、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込みや偏見)がまだまだ根強く残っております。</p> <p>こうした現状を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進する必要性に鑑み、本プランにおきましては、「男女」「性別」等の表記を使用することとしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
4	<p>③ 上記①、②の理由を踏まえて</p> <p>第4次藍住町男女共同参画プラン(素案)で使用されている「男女」や「男女がともに」、「性別に関わりなく」と表現されている箇所を再点検し、可能であれば「個人」や「誰もが」、「一人一人」などの表現に、「女性活躍」は「ジェンダー主流化」などに変更していただきたいです。</p>	
5	<p>10ページの基本理念 「性別にかかわらず」を削除してほしいです。性別とは何でしょうか？人間の「性」は4つの要素があることは前回の計画策定時から大きく進んで認知されている事実です。性別にかかわらずというなら、性別の定義が必要ですので、削除するほうが良いと考えます。</p> <p>よって、「男女共同参画」という単語は仕方ないにしても、この箇所以降の「男女が」の部分は、「個人が」に変更したほうが良いと思います。</p>	
6	<p>④ 素案3ページ 4-(1)推進体制について</p> <p>第3次藍住町男女共同参画プランでは総務課と企画政策課の2つの課で担っていたことを、第4次では総務企画課政策推進室に業務が集約されているが職員の業務過多で男女共同参画以外の政策に対して支障がでない人員体制は整えられるのでしょうか？</p>	<p>町では、効率的・効果的な行政運営を行うため、適宜、組織の再編や職員の再配置等を行っております。</p> <p>引き続き、適正な職員配置に努め、各種施策に取り組んでまいります。</p>
7	<p>⑤ 素案3ページ 4-(2)意識調査の実施について1</p> <p>成人年齢が引き下げられ、調査対象が18歳以上の者になり調査の母数が増えたが、第3次では2000人だった送付者が1800人になった理由は何かあるのでしょうか？</p>	
8	<p>⑦ 素案3ページ 4-(2)意識調査の実施について3</p> <p>男女共同参画社会に関する アンケート調査結果報告書< 概要版 > 3ページ2回答者の属性では49歳以下の回答率が4割を切っており、男女共同参画に関連する政策が直接的に人生や生活に関わってくる年代の意見が圧倒的に足りないと感じます。49歳以下の意見が検討、反映されないプランでは藍住町の男女共同参画の施策が的外れなものになってしまう懸念があります。今後の調査では、個別郵送以外の手法(例えばスマホで回答できるフォーム式アンケート等)を取り入れ、有効回答率の向上と、年代に大きな偏りが出ないようアンケートの実施方法を考えて工夫していただくことを求めます。</p>	<p>本アンケート調査は標本調査としており、調査に必要な回答数を得られるよう、過去のアンケートの回収率を勘案し、1,800の方を対象といたしました。</p> <p>また、アンケートの実施方法についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>アンケートの送付が前回より200人、回答率が6.2%下回っていることを残念に感じました。今後はアンケートの期間や、周知やとり方の工夫が必要かと思えます。(ネットを使い、期間を長くするなど)郵送のアンケートであるので、回答者の属性も高齢の割合が高く、無職の割合も高いので、やはり現役や若者にはネットでアンケートを取ってほしいです。</p>	
10	<p>⑥ 素案3ページ 4-(2)意識調査の実施について2</p> <p>第3次では有効回答率が30.4%に対し、第4次の調査では24.2%低下しています。更に男女別では前回調査では女性の有効回答率が33.5%だったのに対し、今回の調査では25.7%となっており、男性の有効回答率と比べても大幅に低下しており、第3次プランの施策効果が町民、特に女性に波及していないことが推察されます。素案15ページに示されている主要課題1の意識づくり、2の教育・学習機会の充実について、具体性や数値目標などを盛り込む必要があるのではないかと考えます。</p>	
11	<p>⑨ 素案4ページ④-(3)第3次プランの取組成果と現状値について2</p> <p>未達成の項目の中には、コロナ禍の影響を受けて実施、開催ができなかったものも一部含まれていますが、【主要課題2】の「男女共同参画」の用語周知度、【主要課題3】の「ワーク・ライフ・バランス」の用語周知度などの用語に対する認知度の低さ、法律の名称に関しては前回調査よりも一部認知度が上昇しているものもありますが、「女子差別撤廃条約」、「女性活躍推進法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など法律の認知度が50%前後のものがあり、この低さが主要課題の未達成に繋がっているのではないかと考えます。国際社会、国、徳島県の動向を踏まえ、藍住町単位では具体的で、実効性のある啓発活動や政策を盛り込むことを期待します。</p>	<p>町では、町民参加型の人権講座の開催や男女共同参画週間に合わせたパネル展示等を行い、啓発に努めているところです。</p> <p>今後も、様々な機会を捉えて啓発活動を実施してまいります。</p>
12	<p>⑩ 素案13ページ第4章 基本方針Ⅰ 図2について</p> <p>男女平等の実現に重要だと思うこと(令和6年町民意識調査結果)で、男女間でのポイントの差が出た上から3番目から4番目の項目に注目すると、女性は当事者として意識を持ち、自発的な行動と支援環境の整備が重要だと考えているが、男性は制度や仕組みの問題だと考えている人が女性より多く、このギャップを埋めることを意識して、第4章基本方針Ⅰ「主要課題1」、「主要課題2」の取組内容を各担当課でもっと具体化していただきたいです。</p>	

No	ご意見の内容	本町の考え方
13	<p>⑧素案4ページ④-(3)第3次プランの取組成果と現状値について1 【主要課題3】板野東部ファミリー・サポート・センターの会員数は「概ね達成」となっていますが、令和3年3月一般財団法人が公表した「女性労働協会令和2年度全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査結果」では提供会員が圧倒的に不足している実態が報告されています。また2024年1月25日付けのNHK NEWS WEBでは徳島市の事例をあげて「ファミリー・サポート 子ども預かる人の不足が課題」という記事を掲載しており、藍住町でも全体の会員数は目標値に達していても、実際は提供会員が不足している実態があるのではないかと推察します。この実績値は会員総数だけでなく、その内訳も精査し、実際に提供会員の不足があれば、第4次藍住町男女共同参画プランに提供会員を増やすための施策を盛り込む必要があると考えます。これは、素案11ページ第3章3のプラン体系表のⅡ男女がともに働きやすい環境づくり「女性活躍推進計画」、Ⅲ8-24「多様な家族形態への支援」に直接関わる部分で、数値目標達成だけでは評価できない項目であると思うため、追加の調査と施策の追加を要望します。</p>	<p>町では、令和6年度より、提供会員の報酬について補助を行い、提供会員の確保に努めております。 また、保育所の一時預かりや休日保育、学童保育等様々な子育て支援事業を実施しております。 今後も、ニーズに応じた子育て支援事業の実施に努めてまいります。</p>
14	<p>⑪ 素案19ページ 第4章 基本方針Ⅱ 図9について 希望するライフスタイル、現在のライフスタイル(令和6年町民意識調査結果)の上から4番目の『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』について、前回の平成30年度町民意識調査の結果と比較して、ほぼパーセンテージが変わっておらず、理想と現実のギャップがほとんど埋まっていないことが読み取れます。 また、同図上から7番目の『「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」と「個人の生活や地域活動」全てを優先』という項目に関しては、希望するライフスタイルは前回調査の11.0%から14.3%に上昇し、ライフ・ワーク・バランスについての意識の高まりが読み取れますが、現在のライフスタイルの比較では2.1%から4.4%に上昇しており、ここでも理想と現実のギャップが生じています。しかし、図9下の「女性の社会参画に関する現状と課題」では1から5段落目と10から12段落目の文言が第3次藍住町男女共同参画プランと全く同じ文言になっており、地域コミュニティ活動においてリーダーとなる女性への支援や機運の醸成は推進されておらず、具体性、実効性を欠いていると感じます。この項目のギャップを解消するために、もっと緻密に女性の社会参画に関する現状と課題を分析し、今後の具体的な施策に繋げてください。</p>	<p>地域コミュニティ活動においてリーダーとなる女性への支援や機運の醸成の推進に向けて、啓発活動に努めてまいります。</p>
15	<p>⑫ 素案23ページ 第4章 基本方針Ⅲ 図12について DV被害の相談先(令和6年町民意識調査結果)の1番目の「家族や親族」が前回の平成30年度町民意識調査では32.8%でしたが、今回の調査結果では23.3%と9.5%低下した一方、「相談しようと思わなかった」が前回調査23.9%から今回30.8%、「相談場所が分からなかった」が前回調査6.0%から今回10.3%に上昇しています。家族のあり方の多様化にともないDVなどの問題も複雑化しています。また男性のDV被害の認知も増加していることもあり、相談することを諦める人、どこに何を相談すればよいのか分からない人が増えたのではないかと推察します。 図13ではDV被害に対する公的機関相談先の認知度(令和6年町民意識調査結果)も示されていますが、「知らない」が60.5%となっており、前回調査は53.5%からこちらも7%上昇しています。DVは女性が被害に遭いやすい傾向があるが男性でも被害者になり得ることの周知とともに、28ページの(参考資料)公的機関相談先一覧にDV相談ナビ#8008(はれれば)も付け加えることを要望します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、公的機関相談先一覧にDV相談ナビ#8008(はれれば)を追記いたします。 また、併せて女性相談支援センター#8778(はなそう なやみ)を追記し、整理いたします。</p>
16	<p>⑬ 素案24ページ 基本方針Ⅲ 困難な問題を抱える女性に関する現状と課題について1 冒頭の「女性は女性であるが故に、様々な困難に陥ることが多く」の前置きが必要かどうか疑問を持ちます。精査していただきたいです。</p>	<p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の目的に基づき表記しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
17	<p>今回の「第4次藍住町男女共同参加プラン」の大きな変更点として、令和6年4月1日施行済の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「困難女性支援法」)です。 藍住町の役割として、支援対象者にとって最も身近な相談窓口とならなければなりません。 その為には、 ①どういう方々が支援の対象となるのか。その方々にどのように周知するのか。 ②支援窓口はどこになるのか。 ③女性相談支援員の配置はされるのか。 ④支援を行う民間団体と協働できるのか。 最低限この4点について、踏み込んだプランが必要だと思います。 ①については、P24に記載されていますが、若年女性、シングルマザー、障がいのある女性、外国籍等マイノリティ女性に対する具体的記述が必要です。 ②については、P30に主要課題9に、担当課として「総務企画課政策推進室」と「関係各課」となっていますが、この名称では窓口と認識できません。「女性対策室」等、わかりやすい名称で窓口を1つにする必要があります。 ③については、専門的知識を持った女性相談支援員が窓口とならなければ、的確な支援を進める事は不可能です。そのために相談支援員の処遇が確保される必要があります。 ④についても③で明確になった問題解決にあたる、民間団体と協働する必要があります。 以上、既に施行されている「困難女性支援法」を絵に描いた餅にする事なく、本当に困っている女性達へ手を差し伸べる事ができる藍住町になってもらうことを期待して提言させていただきます。</p>	<p>困難な問題を抱える女性の相談窓口として、総務企画課政策推進室内に「女性相談総合窓口」を設置します。(令和7年1月中旬に設置予定) ご相談いただいた内容や相談者の意向等を踏まえ、関係課や公的機関と連携して適切な支援を行ってまいります。 「女性相談総合窓口」については、町ホームページやチラシ等の作成により、周知してまいります。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
18	<p>⑭ 素案24ページ 基本方針Ⅲ 困難な問題を抱える女性に関する現状と課題について2 徳島県の第5次男女共同参画基本計画では市町村役場が困難な問題を抱える女性の総合窓口の機能を担うと記載されています。素案30ページの主要課題9「困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援」の表に施策と取組内容、担当課が記載されていますが、令和6年度4月に施行された新しい法律のため、どのような周知、啓発、支援体制の確立をするのかももう一步踏み込んで具体的な内容にしていきたいと思います。</p>	
19	<p>28ページ以降の相談先や担当課。 民間の知見や経験の蓄積や、ネットワークの強さ広さを最大限に活用できるよう、連系する体制をとっていただきたいです。担当課はしっかりと民間の情報をもっていてほしいです。</p>	
20	<p>素案の4ページ。目標と現状値より。 主要課題2 教職員やPTAへの人権(中略)研修会は子どもたちの権利擁護に直結します。ひいては主権者教育にも影響を与えたいと思います。最低限必ず達成していただきたいです。</p>	<p>第4次プランの指標に含まれていませんが、引き続き、教職員やPTAを対象とした研修会を実施してまいります。</p>
21	<p>15ページ。 教職員への人権意識、男女共同参画への理解は重要です。今回のアンケートで18歳以下の子どもたちへの聞き取りがなかったことは残念ですが、学校現場で必ず子どもたちから聞き取りをしていただきたいと思えます。権利が守られていない実態があれば、子どもたちの声から明らかになると思えます。可能ならば、子どもたちにとって、力関係のない方から聞いてあげてほしいです。(先生に本当のことを言える子はいないです。)</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の計画の改定の際の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>徳島県のジェンダーギャップの課題である政治分野に対しての計画が必要だと考えます。国や県に先がけてクオータ制の導入を検討してはいかがでしょうか。藍住町議会での女性割合は、13.3%と県内でも低い状況です。また、議会におけるハラスメント対策の条例策定も必要だと考えます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>